

平成27年3月14日

加盟チーム関係者各位

全日本大学（関東大学）バスケットボール連盟財務問題について

全日本大学バスケットボール連盟
会 長 江 場 哲 哉

平成21年4月に発覚した元財務部長による横領について、下記のとおり報告いたします（経緯の詳細は別紙）

記

本件発覚後、関東大学バスケットボール連盟とともに、調査委員会を設置し、その原因究明を図り、当時の責任者が辞任いたしました。その後、役員を刷新し、新体制で再発防止策をとりまとめ、健全な財務運営を図ってまいりました。

平行して、被害実態を調査し、平成22年12月東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟民事訴訟を起こしました。2年間、裁判を継続していましたが、平成24年12月に元財務部長が死亡（病死）したことにより、民事裁判が終了しました。また、民事訴訟の推移をみていた渋谷署からも刑事訴訟を受理できなくなったとの連絡を受けました。

その後、サラ金における過払い金を巡って相続財産に対する破産手続きの債権者集会を積み重ね、被害金額の縮小に努力してまいりました。

その結果、被害金額が、58,632,484円（内訳、全日本大学バスケットボール連盟分44,031,446円、関東大学バスケットボール連盟分14,601,038円）と確定いたしました。全日本大学バスケットボール連盟及び関東大学バスケットボール連盟の現在の財務状況を勘案し、両連盟とも平成27年3月の理事会にて被害金額を全額損金計上し、償却いたしました。

今後、引き続き健全な財務運営を図るとともに、二度とこのような事案が発生しないようにあらためて気を引き締めて、大学バスケットボール界の発展に貢献していきたいと思っております。今後とも、みなさまのご協力を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以 上